

指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業

重要事項説明書

京都市陶化地域包括支援センターが実施する指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業（以下、指定介護予防支援等という。）をご利用頂くにあたり、平成 18 年厚生労働省令第 37 号及び京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年 3 月 25 日京都市条例第 149 号）を遵守し次の通り説明致します。この重要事項説明書は、「京都市陶化地域包括支援センター指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業運営規程」及び「介護予防支援契約書」に基づき作成されておりますので、内容をご確認の上、同意頂きますようお願い致します。

1. 事業の目的及び運営方針

事業の目的	要支援者等が指定介護予防サービス、指定地域密着型介護予防サービス及びその他の介護予防に資する保健医療サービス並びに福祉サービス（以下「介護予防サービス等」という。）の適切な利用ができるよう、利用する指定介護予防サービス等の種類及び内容並びにこれを担当する者等を定めた介護予防ケアプランの作成、指定介護予防サービス事業者等との連絡調整その他の便宜を図ることを目的とします。
運営方針	①本事業は、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が生活機能の改善を実現できるよう配慮して行います。 ②利用者の心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう配慮して行います。 ③利用者の心身の状況やその置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行います。 ④事業の実施に当たっては、利用者の意思等を尊重し、特定の種類又は特定の介護予防サービス事業者等に不当に偏ることのないよう公正中立に行います。 ⑤事業の実施に当たっては、京都市その他市町村、関係区役所・支所、地域包括支援センター、在宅介護支援センター、指定居宅介護支援事業者、他の指定介護予防支援事業者、介護保険施設、指定特定相談支援事業者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取組等との連携に努めます。 ⑥指定介護予防支援等において虐待の発生や再発を防止するため、対策を検討し、職員に対する研修を定期的実施します。 ⑦指定介護予防支援等の提供に当たっては、介護保険など関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。 ⑧指定介護予防支援等において、感染症や非常災害の発生時においても支援を継続的に実施するため、また非常時の体制で早期の業務再開を計るための計画を策定し、計画に従って必要な措置を行います。 ⑨指定介護予防支援等において感染症の発生及びまん延しないよう、対策を検討すると共に指針を整備し、職員に対して研修及び訓練を定期的実施します。（感染防止対策のため、テレビ電話装置その他の情報通信機器の活用を検討します。） ⑩緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束、その他利用者の行動を制限する行為は行いません。 ⑪上記のほか「指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準」（平成 18 年 3 月 14 日厚生労働省令第 37 号。以下「基準」という。）及び京都市介護保険法に基づく事業及び施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例の一部を改正する条例（平成 26 年 3 月 25 日京都市条例第 149 号）を遵守します。

2. 職員の職種、員数及び職務内容

職 種	員数	資 格	仕事の内容
管 理 者 兼 主任介護支援専門員	1 名	主任介護支援専門員	・ 職員の管理、指揮・命令 ・ 利用申し込みに係る連絡調整 ・ 業務の実施状況の把握 ・ 介護予防ケアプラン等原案の作成 ・ 包括的・継続的ケアマネジメント業務
保 健 師 等	1 名	保健師	・ 介護予防ケアプラン等原案の作成 ・ 介護予防ケアマネジメント業務
社 会 福 祉 士	3 名	社会福祉士	・ 介護予防ケアプラン等原案の作成 ・ 総合相談・支援業務及び権利擁護相談業務
介 護 支 援 専 門 員	3 名	介護支援専門員	・ 介護予防ケアプラン等原案の作成 ・ 利用者からの相談に対する援助

3. 営業日及び営業時間

営 業 日	月曜日から土曜日
休 業 日	日曜日（年末・年始の休業日：12 月 31 日～1 月 3 日）
営業時間	午前 8 時 30 分～午後 5 時 15 分

4. 指定介護予防支援等の提供方法、内容及び利用料その他の費用の額

サ ー ビ ス の 提 供 方 法	相談をお受け す る 場 所	センターの相談室、または利用者の居宅
	サービス担当 者会議の場所	センターの会議室等（※介護予防ケアマネジメント C は除く）
	担当職員の 訪問頻度 （※介護予防 ケアマネジメ ント C は除く）	少なくとも3ヵ月に 1 度の訪問ですが、介護予防ケアプラン等作成後の実施状況の把握、連絡調整等の必要に応じ随時訪問致します。ただし、次のいずれにも該当する場合であって、3 ヶ月ごとの期間について、少なくとも連続する二期間（6 ヶ月）に一回、利用者宅を訪問し、面接するときは、利用者宅を訪問しない期間において、テレビ電話装置等を活用して、面接することができます。 ア テレビ電話装置等を活用して面接を行うことについて、文書により利用者の同意を得ていること イ サービス担当者会議等において、次に掲げる事項について主治の医師、担当者その他の関係者の合意を得ていること ・ 利用者の心身の状況が安定していること ・ 利用者がテレビ電話装置等を活用して意思疎通を行うことができること ・ 担当職員が、テレビ電話装置等を活用したモニタリングでは把握できない情報について、担当者から提供を受けること

利用料	介護予防ケアプラン作成費 (介護予防支援・ケアマネジメントA・ケアマネジメントC)	(1) 指定介護予防支援は、法定代理受領サービスであるときには利用者負担は生じません。										
		<table><tr><th>種 別</th><th>金 額</th></tr><tr><td>基 本 料 金</td><td>4,729円/月</td></tr><tr><td>初 回 加 算</td><td>3,210円</td></tr><tr><td>委託連携加算</td><td>3,210円</td></tr><tr><td>自立支援加算 ※ケアマネジメントCのみ</td><td>53,500円</td></tr></table>	種 別	金 額	基 本 料 金	4,729円/月	初 回 加 算	3,210円	委託連携加算	3,210円	自立支援加算 ※ケアマネジメントCのみ	53,500円
		種 別	金 額									
		基 本 料 金	4,729円/月									
		初 回 加 算	3,210円									
		委託連携加算	3,210円									
自立支援加算 ※ケアマネジメントCのみ	53,500円											
〈償還払い〉												
ただし、保険料の滞納等により法定代理受領ができない場合、利用者の要支援度に応じて上記の料金をいただきますが、センターの発行するサービス提供証明書を、お住まいの区役所・支所の窓口に提出しますと、全額払戻を受けられます。												
(2) 第1号介護予防支援事業は、利用料金が発生しません。												
その他	その他の費用が必要になった場合は、その都度協議し同意をいただいたものに限り、徴収することとします。											

5. 通常の事業の実施地域

事業の実施区域	京都市南区の陶化学区、東和学区、上鳥羽学区とする
---------	--------------------------

6. 指定介護予防支援等の業務委託

業務委託先	指定介護予防支援等の業務を指定居宅介護支援事業者に委託する場合があります。委託することについて、利用者又はその家族に十分説明し、文書による同意を得るとともに業務委託を締結している事業所の一覧を必要に応じ利用者に提示致します。
業務委託内容	指定介護予防支援等の業務のうち次に定める業務について、必要に応じ、基準及び京都市の示す指針に定められた要件に該当する指定居宅介護支援事業者に委託することがあります。 (1) アセスメントの実施 (2) 介護予防ケアプラン原案の作成 (3) サービス担当者会議の開催 (4) 利用者に対する介護予防ケアプラン原案の説明 (5) 利用者及びサービス担当者に対する介護予防ケアプランの交付 (6) モニタリングの実施 (7) 介護予防に係る効果の評価 (8) 保険給付に係る給付管理業務 (9) 利用者及びサービス担当者等との連絡調整 (10) その他

7. 緊急時等における対応方法

緊急時等における対応方法	サービスの提供中に、利用者の心身の状況に異変その他緊急事態が生じたときは、速やかに家族及び主治医等に連絡し、適切な措置を講じます。
事故発生時における対応方法	サービス提供中に、事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族、区役所・支所等に連絡し、必要な措置を講じます。

8. その他運営に関する重要事項

運営事項	① 本事業の社会的使命及び社会的責任を充分認識し、常に職員の資質向上を図るため、研修等の機会を設けるとともに業務体制を整備します。 ② 職員は業務上知り得た秘密を保持します。また、個人情報の保護について、当センターはサービス担当者会議、サービス事業者等との連絡調整、指定介護予防支援等の一部の委託等において、予め文書で同意を得ない限り用いません。 ③ 当センターは、利用者とその家族に関する個人情報が含まれる記録物については、注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止します。 ④ 利用者は、当センターに対して介護予防ケアプランに位置付ける介護予防サービス等について、複数の介護予防サービス事業者等の紹介を求めることができるとともに当該介護予防サービス事業者を介護予防ケアプランに位置付けた理由を求めることができる。 ⑤ 介護予防支援の提供開始後、もし入院された場合、担当センターの担当職員の氏名と当センターの連絡先を入院先医療機関に提供してください。 ⑥ センターは、この事業を行うため、ケース記録、その他必要な記録を整備し、その完結の日から 5 年間保存するものとする。 ⑦ この説明書に定める事項のほか、本事業の運営に関する重要事項は運営法人が別に定めます。	
損害賠償等		センターは、次の保険に加入しており損害賠償責任のある場合、速やかに対処します
	加入保険	福祉事業総合保障制度「まごころワイド」
	加入先	<引受保険会社>三井住友海上火災保険株式会社 <代理店> 株式会社 エスアールエム 電話番号 075 - (255) - 0881
相談・苦情の窓口	センター	相談および苦情につきましては、解決機関を運営法人内に設置しています。連絡先及び担当者等については、別途「苦情窓口のお知らせ」で説明します。また、センター内にも掲示しております。
	その他	京都市南区役所健康長寿推進課 電話番号 075 - (681) - 3296 国民健康保険団体連合会 電話番号 075 - (354) - 9090 FAX 075 - (354) - 9099
解除	利用者側	7日間の予告期間を定めて、文書で通知することにより、いつでも解除できます。
解除	自動解除	次の場合、契約は自動的に解除されます。 ① 利用者が要介護認定等において、事業対象外又は要介護と認定された場合 ② 利用者が小規模多機能型居宅介護の利用を開始した場合又は特定施設若しくは認知症高齢者グループホームに入居した場合 ③ 利用者が入院し、サービスの利用が見込まれない場合 ④ 利用者が死亡又は転出等により被保険者の資格を喪失した場合 ⑤ センターが指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業者の指定を取り消された場合
		利用者本人、その家族、同居の親族その他利用者の関係者が、職員の身体や精神を傷つけたり、性的嫌がらせ、その他職員による援助に支障をきたす場合、本契約を解除することがあります。

9. センターの概要

センターの名称等	名 称	京都市陶化地域包括支援センター指定介護予防支援及び第一号介護予防支援事業所
	所在地	京都市南区東九条東札辻町 6 番地の 1
	指定事業者番号	京都市指定 第 2600500033 号
	運営法人	社会福祉法人 京都市社会福祉協議会
	電話番号	075 - (671) - 2343
	FAX 番号	075 - (671) - 2333

確 認 欄	
令和 年 月 日	
指定介護予防支援及び第一号介護予防支援の提供にあたり、利用者の方にこの書面に基づいて重要事項の説明をしました。	
＜事業者名＞	京都市陶化地域包括支援センター
＜説 明 者＞	
指定介護予防支援及び第一号介護予防支援の利用にあたり、事業者からこの書面に基づいて重要事項の説明を受け、同意し受領しました。	
＜利用者本人＞	住 所 氏 名
＜代 理 人＞	住 所 氏 名
＜御 家 族＞	住 所 氏 名
(続柄)	

委託同意欄

令和 年 月 日

指定介護予防支援等の一部を委託することについて、委託する業務の内容及び委託する指定居宅介護支援事業者の説明及び私の意向の聴取を受け、次の指定居宅介護支援事業者に委託されることに同意します。

〈法 人 の 名 称〉

〈事業所の名称〉

〈事業所の所在地〉 〒

〈事業所の連絡先〉

〈利用者本人〉

〈代 理 人〉

〈立 会 人〉